

平成18年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成18年 3月 6日 午前10:00

○散 会 午後 3:04

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 村井政克
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	教 育 長 小林洋
総務部長 大越宏	企画部長 鐙利行
産業建設部長 伊藤賢志	市民生活部長 菅生一也
福祉保健部長 門間鋼悦	教育次長 千種肇
総務課長 鈴木公悦	総合政策課長 鈴木司
財政課長 澤井昭	税務課長 伊藤正
産業課長 山口義光	建設課長 鈴木利美
都市整備課長 鎌田洋一	会計課長 櫻庭新悦
収納課長 中泉作右衛門	追分出張所長 櫻庭久俊
財政課長待遇 三浦喜博	下水道課長 藤原貞雄
水道課長 小林健一	総務学事課長 佐藤磐
市民課長 宮田隆悦	社会福祉課長 児玉俊幸
農業委員会事務局長 鈴木久雄	幼児教育課長 田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川上 秀佐男
生涯学習課長	丸谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅原 徳 志	高齢福祉課長	門間 裕 一
飯田川庁舎総合窓口外長	山平 東	昭和庁舎総合窓口外長	佐々木 博 信
天王庁舎総合窓口外長	伊藤 清 孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊藤 正 吉
--------	---------	-----------	--------

平成18年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成18年3月6日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針説明）
- 日程第 5 議案第 2号 潟上市男女共同参画推進条例（案）について
- 日程第 6 議案第 3号 潟上市男女共同参画センター設置条例（案）について
- 日程第 7 議案第 4号 潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例（案）について
- 日程第 8 議案第 5号 潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例（案）について
- 日程第 9 議案第 6号 潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例（案）について
- 日程第10 議案第 7号 潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例（案）について
- 日程第11 議案第 8号 潟上市犯罪被害者等基本条例（案）について
- 日程第12 議案第 9号 潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）について
- 日程第13 議案第10号 潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（案）について
- 日程第14 議案第11号 潟上市国民保護協議会条例（案）について
- 日程第15 議案第12号 潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第16 議案第13号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第17 議案第14号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第18 議案第15号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 19 議案第 16 号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 20 議案第 17 号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 21 議案第 18 号 潟上市財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 22 議案第 19 号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 20 号 潟上市飯田川ふれあいの家の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 21 号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 22 号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 23 号 潟上市昭和高齢者ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 24 号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 25 号 潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 26 号 潟上市天王ふれあい交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 27 号 潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 28 号 男鹿地区消防一部事務組合理約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第 32 議案第 29 号 男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第 33 議案第 30 号 平成 17 年度潟上市一般会計補正予算（案）について
- 日程第 34 議案第 31 号 平成 17 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について
- 日程第 35 議案第 32 号 平成 17 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について

- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 1 7 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）
について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 1 7 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）に
ついて
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 1 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（案）について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 1 7 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）につ
いて
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 1 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）
について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 1 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
（案）について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 1 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）に
ついて
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 1 7 年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）
について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 1 7 年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 1 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入
れについて
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 1 8 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れにつ
いて
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 平成 1 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り
入れについて
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 平成 1 8 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 平成 1 8 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）
について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 平成 1 8 年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 平成 1 8 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）につ
いて

- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 平成 1 8 年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 平成 1 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 平成 1 8 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 平成 1 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 7 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 8 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 9 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 6 0 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について
- 日程第 6 1 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 6 2 同意第 1 号 潟上市監査委員の選任について
- 日程第 6 3 陳情第 1 号 武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対する陳情
- 日程第 6 4 陳情第 2 号 勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について
- 日程第 6 5 陳情第 3 号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情について
- 日程第 6 6 陳情第 4 号 子育て支援の充実を求める意見書提出の陳情について

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番児玉春雄議員及び4番成田進議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。議会運営委員会において審査の結果、本日6日から24日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から24日までの19日間と決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。5番澤井委員長。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会のご報告を致します。

議会運営委員会は、2月23日に委員、正副議長、3月3日に委員、正副議長、当局からの説明員として総務部長、企画部長の出席のもとで開催しております。

はじめに市議会運営全般について、お手元に配付しております資料に沿って確認事項をご報告致します。

議会運営基準についてですが、お手元にあります潟上市議会運営基準に沿って運営し

てまいります。運営基準につきましては必要最小限の内容としておりますので、基準にないものについては各自の良識の範囲内で判断していただき、全体としての意思統一が必要なものについては議会運営委員会等で協議してまいりたいと思います。

定例会の運営について申し上げます。

本議会は、原則的に委員会中心で運営してまいります。定例会における審議については、原則的に全体審議（本会議）で市長提案の専決処分、人事案件、工事請負契約案等、議員提出の発議等を行い、委員会付託（委員会審査）は条例の制定、改廃、普通会計、特別会計の当初予算、補正予算、決算認定、陳情・請願と致します。なお、条例の改廃については、内容によっては本会議で取り扱う場合もあります。

臨時会については、原則的に提案された議案は全体審議（本会議）と致します。

次に常任委員会の開催場所等についてですが、委員会の開催場所は、総務常任委員会を天王庁舎、社会厚生常任委員会と産業建設常任委員会を昭和庁舎、文教常任委員会を飯田川庁舎で開催することと致します。

委員会審査報告書と委員長報告についてですが、委員会審査報告書については、予算・決算については款・項の区分で報告し、新規事業や重要な事業については審査内容を簡潔にわかりやすく報告する形と致します。なお、委員長報告は各委員会の審査報告書をもって報告し、全文を議員に配付致します。また、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめるものとします。

次に、一般質問についてです。

一般質問については、質問と答弁がかみ合わないことのないよう、質問の要旨をわかりやすく記載するものとします。通告書の全文配付（コピーの配付）ですが、全議員とします。質問時間についてですが、答弁を含め60分以内で、質問は3回まで、質問は最初は質問席、次からは自席で行うこととします。また、質問の順番ですが、議会運営委員会にて通告締め切り後に抽選にて順番を決めることと致します。

質疑についてです。

当局の議案説明後、委員会付託されるまでに大綱質疑を行うことと致します。大綱の定義については、款・項程度の範囲内、新規事業等を主な対象とし、常任委員会審査の範疇まで踏み込むことがないようにとどめ、審議の内容によっては議長の議事整理権によって行います。

質疑については、自分が所属する委員会に付託予定のものについては委員会で十分に

審議いただくこととし、本会議では質疑を行わないことに確認を致しましたので宜しく
お願い致します。

次に、会派の取り扱いについてです。

3月3日現在、議長宛てに会派結成届けが4会派、14人より提出されております。ま
た、会派についての取り扱いが決まっていないため、結成届け出を提出していない方も
おると思われます。会派の取り扱いと、それに関連して取り決める事項は各議会におい
て多種多様であり、どれが正しいという基準がございません。各市の事例を調査し、本
議会にどう取り入れていくかの方向性を見出すまでには議会運営委員会では至っており
ません。6月定例会前をめどに議会運営委員会で調査、検討を行い、議員全体での会議
等を開催し、その取り扱いを決めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきま
すようお願い致します。

議員互助会の設置についてです。

議員互助会につきましては、在任特例期間においても設置され、病気見舞い等の互助
共済が図られたところであります。互助会は相互扶助の精神に基づくものであります。
会則案の中にあります共済方法は、いつ何時、自分の身に降り掛かることかもしれま
せん。互助会は議員全員の賛同を得て設置したいと思っておりますので、何とぞ趣旨をご理解
され賛同いただきますようお願い申し上げます。なお、賛同いただければ3月の報酬よ
り天引き致します。

次に、議会広報編集特別委員会の設置についてです。

本議会では、在任特例期間中に議会だよりを3号発行し、議会の情報を発信したとこ
ろであります。今後も引き続き編集委員会を設置し、広く議会の情報を発信することは
必要と考えていますので、特別委員会を設置するものであります。

議員名簿の取り扱いについてです。

議員の名簿については、今後、議席番号、氏名、住民のみに限定し、ホームページに
掲載していく予定としております。また、議会のホームページの取り扱いなどの議会情
報発信全般については、その所管を広報編集特別委員会と致したいと思っております。

以上が議会運営全般についての確認事項の報告であります。

次に、本3月定例会における事項についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第2号・3

号は総務、議案第4号は社会厚生、議案第5号・6号・7号は産業建設、議案第8号・9号・10号・11号は社会厚生、議案第12号・13号・14号は総務、議案第15号・16号・17号は社会厚生、議案第18号は総務、議案第19号・20号・21号・22号は社会厚生、議案第23号は産業建設、議案第24号は社会厚生、議案第25号・26号・27号は産業建設の各常任委員会へ付託、議案第28号・29号は本会議、議案第30号から41号までは補正予算でありますので所管の委員会へ付託、議案第42号から58号から特別会計への繰り入れ、当初予算でありますので所管の委員会へ付託、同意第1号は本会議、陳情第1号は社会厚生、陳情第2号は総務、陳情第3号は社会厚生、陳情第4号は文教の各常任委員会へ付託という区分で審議することと致します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については5名の通告者がありました。議会運営委員会で質問の順番について抽選を行った結果、13日の1番目に20番西村 武議員、2番目に14番伊藤 博議員、3番目に17番中川光博議員、4番目に11番藤原典男議員、5番目に7番佐藤恵佐雄議員と決定致しましたので、宜しくお願い致します。

なお、前段の議会運営の中で申し上げましたが、議会運営委員会委員を発議者として潟上市議会広報編集特別委員会の設置について、最終日に発議することとしております。委員は4名としておりますが、選出については各常任委員会から1名を選出いただきますようお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。11番。

○11番（藤原典男） 今、議会運営委員会の方から確認事項ということで、議会運営委員会の確認事項ということで報告がありましたけれども、その議会運営についての7番目の項の質疑についてということについて私の意見をお話ししたいと思えます。

報告の中では、自分が所属する委員会に付託予定の議案については質疑を行わないものとするというふうな報告がありましたけれども、これは議会の本会議はまず自由に発言ができるということ、それから知ってのように各委員会に付託されたとしても今までの例ですと傍聴者の方がやはり委員会の中では少ないわけですね。ですから、この本会議の中で付託されたことについてはやはり傍聴者の方が聞きたい、そういうふうな声があると思うんです。ですから委員会所属は抜きにして、やはり自由に発言できる機会をやはり議会としてはもつべきではないかと、傍聴者に対する、市民に対する知る権利の

保障、それから議員の発言権というふうなことで私はこの案には反対でございますので、各議員からの意見もお聞きください。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） ただいまのことにつきまして、澤井委員長から。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 当問題の質問については、議運でも十分検討してまいりました。その中で、今までも自分の所属する委員会の方については十分に審議する時間があるんだと、それを重視して当運営委員会では今までどおり決定しております。ご理解をお願いします。

○議長（藤原幸作） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、行政報告を行います。市長より施政方針説明がありますので、これを許します。市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成18年第1回潟上市議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、お忙しい中をご出席賜り厚くお礼を申し上げます。また、傍聴者の皆さんも早朝から大変ご苦労さまでございました。

平成18年度の各会計予算(案)並びに重要案件のご審議をお願いするに当たり、所信の一端を申し述べるとともに関係予算(案)の大綱についてご説明申し上げ、議会ならびに市民各位のご理解とご協力を得たいと存じます。

さて、潟上市が誕生して1周年を迎えようとしています。旧天王町・昭和町・飯田川町における先人の郷土愛と進取の気概によって引き継がれ、今日に至っておりますことに改めて感慨を新たにしております。

3月21日には、多くの市民の皆様とともに「潟上市合併記念式典」を挙行し、今後の潟上市の限りない発展を誓い合いたいと存じます。式典においては、合併功労者表彰、市民歌、市民憲章、市の花・木・鳥の発表を行うことなどを計画しております。

私は、常々3町合併は、行政間の広がりにとどまらず、市民一人ひとりが生きがいをもって心豊かに暮らせる「心の合併」こそが大事であるということを書いてまいりました。地域住民が安心して心豊かに暮らせるよう、コミュニティの充実した活力あるまちづくりを皆さんとともに進めていきたいという思いを以前にも増して強く致しております。

現在、国における改革路線が加速しております。いずれの地方自治体も自己決定、自

己責任による各々の地域特性を踏まえた分権型社会システムへの転換を図っていくことが求められております。その道は必ずしも平坦ではありませんが、潟上市民が快適な生活環境の中で心豊かに暮らせる活力に満ちた市としてより飛躍するため、鋭意努力してまいり所存であります。

先般、平成17年国勢調査速報が発表になりました。潟上市が微増ながらも県内市町村で唯一人口増となりましたことは、うれしい事象であります。本市において将来、より人口が伸びるよう意を用いていきたいと存じます。

そのためには、早晩にも各種計画を策定し、その円滑な推進に努めていかなければなりません。

現在策定中の「潟上市総合発展計画」は、本市における最上位計画であり、市民による、市民のための手づくり計画として、市民とともに協働のまちづくりを目指していく指針となるものであります。

本計画の円滑な推進により、潟上市民一人ひとりが真の豊かさを享受できるよう、また、市民生活の「安全」「安心」「安定」のために柔軟かつ機動的な市政運営に努めていく所存であります。

国における三位一体改革や経済動向等も不透明であることから、交付税等の財源見通しや税収の確保に見通しを立てることが極めて難しい状況にありますが、財政的見地からも整合性のとれた計画にしていきたいと強く認識しているところであります。

この後、昭和地区地域審議会ならびに飯田川地区地域審議会に基本構想を諮り、あわせて市民の皆様への説明会等を開催し、本年6月定例議会に上程する予定としております。

次に、行政改革について申し上げます。

国では、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、全国の市町村に平成17年度を初年度とした向こう5年間の行政改革大綱と集中改革プランの策定及び公表を義務づけております。

もとより本市においても行財政改革は必至の状況であり、先般、民間からなる推進委員会を立ち上げ、財政の健全化を堅持していくために、鋭意協議検討を重ねております。

この中での重点テーマとしては「市民に開かれた市政の推進」「簡素で効率的な行政運営の確立」「地方分権に対応できる行政システムの構築」「健全な自治体経営の推進」の4本柱とし、市民の理解と協力を得ながら市民と行政が協働して真のまちづくり

を目指し一歩一歩着実に実行できる改革にしていかなければなりません。この後、行政改革推進委員会の成案をもって公表の運びとなりますことをご理解のほどお願い致します。

次に、各施策に関わる取り組みについて、所信の一端を申し上げます。

はじめに、現在の都市計画は旧3町で定めた都市計画をもって本市の計画としておりますが、人口流入の増加に伴う都市基盤の整備拡充や、農用地から住宅地等への転用の増加等多くの課題に直面しており、本市都市計画の指針となる「都市計画マスタープラン」の策定に着手しております。市全体の都市計画区域を含めた土地利用を見直し、田園と都市との調和のとれた魅力ある都市空間・都市景観の形成を図るためのものであります。平成17年度は、現状における都市計画の課題、人口や土地利用等の現況調査及び整理分析の作業を進めてまいりました。あわせて都市計画審議会や総合土地利用計画アドバイザー委員会等の庁内外の体制づくりを行っております。

平成18年度は市民参画等の体制を整え、これら関係する委員会等の協力を得ながら市民アンケート調査を実施し、市民と将来どのような都市をつくっていくのか、イメージを共有しながら本市都市計画の理念と目標、まちづくりの方針、土地利用の構想等を定めるべく作業を進めてまいります。

次に、農業施策の改革であります。

これまで国は、すべての農家に対して農業政策を行ってきましたが、平成19年度からは「品目横断的経営安定化対策」に移行し、農業生産法人化計画を有する集落営農組織や担い手などを対象とした政策に大きく転換することになりました。農家の方々には、説明会を開催し周知に努めてまいりましたが、今後、地元農協等と連携しながら合意形成が図られるよう、さらに集落座談会等を開催し、具体的な支援を実施してまいります。市と致しましては、新たに「集落営農育成支援対策費」を創設し、集落営農の組織化を推進してまいり所存であります。

次に、保健・医療・福祉の改革について申し上げます。

少子高齢化の急激な進行と国の行政改革が進行する中、これまでの各種制度の見直しが急務となっております。介護保険料の改定、児童手当の改定、障害者自立支援法の成立など、子供から高齢者までのトータルケアに向けた新たな制度の確立を目指してまいります。

次に、教育の振興充実についてであります。新市建設計画にある豊川小学校の改築

は地域における長年の悲願であることから、その実現のため全力で取り組みたいと存じます。

人生を楽しく生き生きと暮らすことは人間にとって最高の喜びであり、その生涯がすべて学習であります。市では数多くの研修会や講座を開設してまいります。市民の皆様が気軽に参加し、個を高めるとともに交流を深め、その成果をぜひ地域に還元してほしいと思っております。

また、県内市町村において男女共同参画への取り組みが顕著となってきております。男女共同参画社会の実現に向けて、社会全体の仕組みと意識の改革が求められていることの証しであります。

本市におきましても男女共同参画推進会議や市民グループ等で鋭意行動計画の策定等に取り組んでおり、より一層、男女共同参画の推進が図られるよう、関連する事業等に着実に取り組みながら研修会や講習会なども大いに開催していきたいと考えているところであります。

次に、「第129回秋田県種苗交換会」についてであります。会期については本年11月1日から7日までとする予定で、3月10日に開かれるJ A秋田中央会の理事会において正式に決定される見込みであります。主会場や関連協催会場などにつきましては、今後設立される「種苗交換会潟上市協賛会」において決定され、開催に向けて準備をしてみたいと存じます。

次に、国体関係について申し上げます。

秋田わか杉国体開催まで1年半となり、平成18年度はボランティアの確保、各団体への協力依頼、民泊協力会の設立、民泊家庭の内定等々、より具体的事項の計画を立てて実施してまいります。

また、大会関連行事と致しましては、本年6月に東北高等学校選手権大会レスリング競技、8月には国体リハーサル大会として全国教職員相撲選手権大会が開催されます。これらを契機として、市民一体となった国体参加意識の醸成を図ってみたいと存じます。議員の皆様からも特段のご協力をお願いする次第であります。

これらを踏まえた私の市政運営の基本姿勢は、「対話・協調・発展のまちづくり」をスローガンとし、市民の目線に立ち、市民とともに「人に優しい」地域社会づくりを進めてまいります。

また、まちづくりの基本方針として新市建設計画に定める、1. 環境と調和し快適で

安らぎのあるまち、2. 安心して楽しく健やかに暮らせるまち、3. 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち、4. 生涯学び心豊かな人を育むまち、5. とともに支え温かにふれあえるまちを5本柱とし、必要性、緊急性、事業効果等を精査し、市政を運営してまいります。

次に、平成18年度予算編成の概要について申し上げます。

国では、構造改革の方針として掲げている「三位一体改革」のもとに、平成16年度から平成18年度までの3か年の国庫補助負担金改革として4兆7,000億円、税源移譲として約3兆円、地方交付税改革として約5兆1,000億円の削減が昨年末に閣議決定されております。国の平成18年度予算は、これまでの構造改革に一応のめどをつけるものと位置づけられ、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化し、一層の歳出の削減を図ることとしております。

平成18年度の地方財政計画においても、一般歳出の2%削減措置を前提に地方交付税が前年度比5.9%の削減計画となっていることに加え、引き続き公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の増等により、歳出の徹底した抑制に努めても極めて厳しい状況にあります。

こうした状況の中で、本市における平成18年度予算編成に当たっては、引き続き合併協議内容を尊重するとともに市民ニーズに沿ったサービスの維持を図りつつ、一方で平成17年度の豪雪による大幅な歳出の増加を踏まえながら、各種事業につきましては継続事業や真に緊急性を要するものなどに限定し、徹底した歳出の抑制に努め予算計上したところであります。

これらを踏まえた平成18年度一般会計予算(案)の概要について申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ118億6,800万円で、前年度本予算との比較では4,400万円、0.4%増となっております。

この予算の伸びた要因としては、児童手当の対象者の拡充、児童扶養手当の対象月が前年度の8か月から12か月に、生活保護世帯の増などにより総額1億9,226万8,000円の増、クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱器更新工事2億2,050万円によるものであります。

歳入では、地方交付税54億2,308万7,000円で、対前年度比3,891万3,000円、0.7%減で見込んだほか、基金繰入金3億3,400万円、前年度繰越金2億円、市債7億9,240万円などを計上しております。

一方、歳出では、主な地区別のハード事業として、天王地区は追分小学校の体育館大規模改造設計委託料を、昭和地区は防災無線整備設計委託料及び豊川小学校地質調査委託料を、飯田川地区はB & G海洋センター改修工事費を計上しております。また、豪雪に伴う排雪場所や道路及び付帯施設を復旧するための豪雪対策維持補修工事費として7,000万円を計上したところであります。

平成18年度の主な事業としましては、クリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱器更新工事2億2,050万円、国体関係費6,660万5,000円、道路台帳作成委託6,131万5,000円、B & G海洋センター改修(2か所)2,645万円、種苗交換会2,500万円、天王第2排水機場設置工事2,149万6,000円、放課後児童クラブ2,030万円、豪雪対策維持補修工事7,000万円、元木山公園東線1,689万円、都市計画基本方針策定委託1,415万9,000円、地域防災計画策定委託952万6,000円、防火水槽設置工事736万2,000円、天王第5分団車庫建築730万8,000円、ふれあい交流センターラジウム温泉及び岩盤浴設置工事682万5,000円などであります。

次に、特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計予算(案)は、総額32億501万2,000円となっております。

老人保健特別会計予算(案)は、総額36億93万1,000円となっております。

介護保険事業特別会計予算(案)は、総額20億8,185万5,000円となっております。

有線放送事業特別会計予算(案)は、総額4,400万6,000円となっております。

農業集落排水事業特別会計予算(案)は、総額1億3,726万8,000円となっております。

下水道事業特別会計予算(案)は、総額16億8,596万8,000円となっております。

合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)は、総額2,354万3,000円となっております。

豊川財産区特別会計予算(案)は、総額171万6,000円となっております。

下虻川財産区特別会計予算(案)は、総額58万7,000円となっております。

和田妹川財産区特別会計予算(案)は、総額56万5,000円となっております。

飯塚財産区特別会計予算(案)は、総額72万8,000円となっております。

土地取得事業特別会計予算(案)は、総額2,364万4,000円となっております。

水道事業会計予算(案)は、総額9億8,383万6,000円となっております。

次に、平成18年度の主要施策について申し上げます。

はじめに市民生活関係について申し上げます。

これまで検討してまいりました、し尿処理施設の統合についてであります。昭和61

年度に稼働した飯田川衛生センターの平成16年度における処理実績は、稼働時の60%、1,049キロリットルとなっております。また、昭和63年度から稼働した昭和衛生センターも同様に処理量が減少し、平成16年度は2,834キロリットルの処理で、稼働時の72%となっております。このように下水道普及に伴い稼働率が年々減少している実情にあり、今後とも、し尿の搬入量は減少していくものと考えております。

両衛生センターをあわせた処理量は約3,880キロリットルとなりますが、昭和衛生センターは4,000キロリットルを超える処理能力を持っております。

このことから、行政改革の一環として施設管理運営費の節減及び効率性を考慮し、平成18年度より両衛生センターを統合し、飯田川衛生センターを休止することと致しましたのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境衛生の整備についてであります。良好な環境を大切に守っていくため、地域住民・事業者・行政とが一体となって、ごみの発生・排出の抑制に取り組み、循環型社会の構築に努めてまいりたいと存じます。また、平成18年度から不法投棄監視員を設け、各地域の環境巡視を実施することによって、不法投棄物の早期発見及び防止、そして早期の処理に努めてまいる考えであります。

焼却施設であるクリーンセンターについては、老朽化が進み、年次計画のもとに補修工事等を行ってまいりましたが、平成18年度において損傷が著しい排ガス冷却塔及び空気予熱器の更新工事の関係予算を計上しておりますので、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

消防・防災体制の推進につきましては、各分団に消防資機材等の適正な配備に努めるほか、防火水槽などの消防水利を計画的に設置してまいりたいと考えております。

また、平成18年度策定予定の地域防災計画に基づき、防災のしおり・防災マップを作成し、全戸配付を計画しているところであり、市民への防災に対する啓蒙と今後における防災意識の高揚に役立つものと考えております。

次に、防災体制の整備の中で大切な要件として「情報伝達」があります。昨年来、情報伝達施設の空白地域となっている昭和地区を対象に防災行政無線の設置を検討してまいりましたが、平成18年度において実施設計を行い、事業費については補正予算で対応したいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

児童手当については制度改正により平成18年4月からこれまでの小学校3学年終了前

までの支給対象年齢を小学校修了前までに拡大することとしており、本市においても今回の改正にあわせて児童手当制度を拡充し、安心して子供を生み育てる環境づくりを図ってまいります。

次に、障害者自立支援法の制度についてですが、現在、障害者の福祉サービスは身体障害、知的障害、精神障害の種類や対象年齢により受けられるサービス内容が決められております。障害者自立支援法の成立により本年4月からは3障害が一元化され、段階的に共通の福祉サービスを受けられることとなります。

同時に利用者負担が原則1割負担となりますが、所得に応じて上限を定め、負担が重くならないようにしております。また、更生医療、育成医療、精神通院医療の自立支援医療も同様となります。

本年10月からは、障害福祉サービスが「介護給付・訓練等給付」の新しいサービス体系でスタート致します。施設サービスについては、概ね5年間で新体系に移行し、その間は現行のサービスを引き続き利用することができます。

障害者が自分にあった福祉サービスを選択できるよう、情報の提供や相談支援体制を図るなど、障害者が身近な地域で安心して暮らしていける社会を目指すため、制度の円滑な運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、今年度介護保険策定委員会を開催して、平成18年度から3か年の「第3期老人保健福祉及び介護保険事業計画」を策定致しました。高齢者が健康で自立した生活ができるよう、また、介護が必要になったとき安心してサービスが受けられるよう、制度の充実に努めてまいります。また、介護保険料につきましては、合併協議会において平成17年度まで旧町の保険料により納付していただくよう調整していましたが、4月からの保険料は統一することとし、関係条例を上程しておりますので宜しくお願い致します。

保健事業については、早朝総合検診をはじめ地区ごとの要望に応じた健康教育、健康相談などの一地区一学習、乳幼児健診・予防接種等を例年どおり実施し、サービスの充実に努めるとともに、「みずからの健康はみずから守る」健康意識の高揚に努めてまいります。なお、平成18年度は、早朝総合検診の中に歯科相談も加え実施することとしております。

次に、産業振興関係について申し上げます。

平成18年産米の生産目標数量の配分についてであります。売れる米づくりや担い手

の育成、農業者、農業者団体が主体となる需給調整システムへの移行など「米づくりの本来あるべき姿」を目指す「水田農業構造改革対策」が最終年を迎える中で、平成18年産米の本市への生産目標数量の配分は、昨年より274トン少ない1万2,272トンの20万4,533俵が割り当てられております。水稻の作付面積に換算すると2,104.2ヘクタールとなっております。

一方、転作等目標面積は、65.8ヘクタール増え995.3ヘクタールとなり、転作率は1.8%増の32.1%となっております。農家への配分に当たっては、3地区の水田農業推進協議会の協議を経て各地域の推進委員会等を開催し、「産地づくり対策」による交付基準などとともに本対策の趣旨や事業の内容にご理解とご協力をお願いしております。

次に、農業生産基盤整備について申し上げます。

平成10年度から継続施工している経営担い手育成基盤整備事業の飯塚地区をはじめ、土地改良総合整備事業の音羽下地区の整備を促進し、土地の有効利用と生産性の向上を図ってまいります。

また、天王地区の天王漁港背後地一帯の冠水被害対策として、揚水機場(ポンプ2基)を設置し、豪雨等による浸水被害の未然防止を図ってまいります。

林業振興につきましては、森林施業を推進し、森林の有する多目的機能の発揮を図る上から森林整備地域活動交付金事業を実施してまいります。また、松くい虫防除については、松くい虫防除対策事業による伐倒駆除とあわせ、松林修景促進事業により被害の予防・駆除と松林の保全対策を実施してまいります。

水産業については、水産資源の増大を図るためクルマエビ・ガザミの種苗放流事業を引き続き支援してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業振興融資制度の充実を図るため、融資原資である各金融機関への預託金を5,000万円から6,000万円へ引き上げ、融資枠を2億5,000万円から3億円に拡大するとともに、引き続き潟上市天王商工会ならびに昭和飯田川商工会と連携を図りながら商工業の振興に努めてまいります。

昭和工業団地への企業誘致については、昨年5月にフカイエ業(株)操業を開始し、現在7社が操業しております。今後も企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、「天王温泉くらら」ならびに「アグリプラザ昭和」の利用者は、他施設との競

合やレジャーの多様化などにより年々減少し続けております。特に開業10年を間近にした「天王温泉くらら」については、秋田市内に同様の施設が新たに2か所オープンしたことが大きく影響していることと、さらに本年4月にも1か所開業の予定であるため、その対策として魅力ある施設への充実を図ることを目指し、健康志向のニーズに対応する「ラジウム鉱石と岩盤浴」を導入して利用客の増に結びつけたいと存じます。

次に、観光イベントにつきましては、昨年と同様8月に「飯田川鷺舞まつり」「八郎まつり」「天王グリーンランドまつり」を開催する予定であります。これまで13年間にわたり開催してきた「天王グリーンランドまつり」については、地場産品の開発、物産のPR、キャラクターショーや民謡ショー、花火大会など、周辺市町村民からも愛されるイベントとして定着してまいりましたが、今後、他のイベントとともにさらに効率的な内容に見直しつつ実施してまいりたいと存じます。

次に、建設関係につきましては、道路網計画の策定を図るため平成17年度から実施しております道路台帳整備は、平成18年度で終了することとしております。

次に、下水道関係について申し上げます。

平成17年度末において、市の下水道普及率は79%程度となる見込みであります。下水道整備については、中・長期的な財政計画に基づき事業費を抑制しておりますが、市民の良好な生活環境を維持していく上で欠くことのできないものであり、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽事業で整備された各施設の適正な維持管理とあわせて、平成18年度も引き続き計画的に整備する予定であります。

また、合併協議の確認事項である平成20年度からの下水道使用料の統一に向け、より効率的な整備と供用区域の加入促進に努めてまいります。

なお、平成17年度に事業着手した合併処理浄化槽事業については、平成18年度も引き続き20か所の整備を予定しております。

次に、水道事業関係について申し上げます。

上水道の整備につきましては、新市建設計画及び現在策定中であります総合発展計画(素案)に基づき主要事業を推進してまいります。

「安全な水の安定的な供給」の主な事業は、平成16年度からの継続であります飯田川地区の老朽管更新事業、天王地区の「藤花園団地」石綿セメント管敷設替え、また「既存施設の維持管理更新」として、昭和地区の大郷守浄水場の取水井関係の更新、修理等を実施する予定であります。

また、ソフト関係につきましては、平成17年度に委託しました水道事業基本構想がまとまることから、課題となっています新水源の確保、未給水区域への対応、料金統一の調整方針等についても鋭意検討してまいりたいと存じます。

次に、教育関係について申し上げます。

学校や児童生徒の安全確保のため昨年度から取り組んできた「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」について引き続き実施してまいります。

追分小学校体育館については、耐震診断の結果に基づいた大規模改修とあわせて増築計画を立ててまいりたいと存じます。

幼児教育については、幼保一体的運営の推進を図るため「幼保一体化検討委員会」を設置し、保育環境の整備、子育て支援の充実などとあわせて検討してまいります。また、就学前教育の充実を図るため小学校との交流を行うとともに、地域コミュニケーションの場として開放し、地域子育て支援センターとしての役割を担ってまいります。

次に、体育施設のB & G海洋センターのプール改修についてであります。飯田川の海洋センタープールは平成4年に建設して13年が経過し、年数の経過とともに施設全体の老朽化が進んでおります。腐食やさび、塗装の剥離がみられるため、今回修繕及び工事の予算を計上するものであります。利用者が快適で利用しやすい施設設備の環境を整えてまいります。

次に、潟上市特別職の報酬についてであります。合併協議会での確認事項を受けて、県内の全市、全国の類似団体などを調査・参考に、先般1月31日、特別職報酬等審議会へ諮問し答申を受けましたので、行政委員会等の委員報酬を含め関係予算条例の改正を上程しておりますので、宜しくご審議賜りますようお願い致します。

また、先般の人事院勧告により、平成18年度から職員給与構造の改革が実施されます。改革の趣旨は、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していくこととあります。その場合、制度の基本としての民間賃金との均衡を考慮して、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、俸給水準の引き下げを行うこととしております。

見直しは、俸給表の水準を全体として平均4.8%引き下げ、若手の係員層については引き下げを行わず、中高齢層について7%引き下げ、給与カーブを緩やかにすること、現行の1級・2級(係員級)及び4級・5級(係長級)を統合し、現行の号俸を4分割すること、年4回の昇給時期を年1回に統一することなどあります。

給与構造の改革は経過措置を設けて段階的に実施しながら、平成22年度までの5年間で完成することとしております。潟上市においても、人事院勧告に準じ関係条例の改正をお願いするものであります。

なお、職員の給与の調整であります。合併協議では合併後速やかに統一を図ることが確認事項となっておりますが、平成18年度にその調整を図るため、当初予算に調整額として2,300万円を計上致しております。

また、職員の定員適正化計画の策定につきましても、合併協議の中で合併後1年以内に策定することと確認しておりますが、現在、本年3月策定を目指して詰めの段階にありますので、策定次第、公表したいと存じます。

次に、県が進めている事務権限の移譲についてであります。市民に身近な事務で市として対応できる事務について積極的に移譲を受け、市民サービスの向上を図ってまいらるため、それぞれの権限移譲事務を精査し、27項目について移譲を受けることとし、関係条例を上程致しておりますので宜しくお願い致します。

続きまして、提出議案について申し上げます。

本定例会には議案57件、同意案件1件を上程致しております。内容は、男女共同参画の推進のための条例案2件、また、県からの権限移譲事務にかかわる関係条例案4件、犯罪被害者基本法の施行に伴う関係条例案2件、国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例整備に関する条例案2件、議員ならびに非常勤特別職の報酬の改正条例案2件、一般職職員の給与構造の見直しによる改正条例案、手数料条例の一部改正案、国民健康保険条例、介護保険条例の一部改正案、財産区財政調整基金条例の一部改正案、指定管理者制度による指定管理者の指定に関する案件9件、一部事務組合の規約変更の協議案2件、平成17年度各会計補正予算案12件、地方財政法第6条の規定に基づく特別会計への繰り入れについて3件、平成18年度各会計当初予算案14件、人事案件として市監査委員の選任についてでございますので、慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

終わりに、21世紀初頭の新しいまちづくりは、自治体の自立と地域形成のあり方が問われます。地方分権と三位一体改革をはじめとした行財政の厳しい状況の中で、今後も引き続き市政への積極的な市民参加をうながすとともに、市民と行政の役割分担を図りながら、個性的で活力あるまちづくりを目指して施策を進めてまいらる所存であります。

私の一貫した政治姿勢として堅持していくべきことは、「現場主義を旨とした市民の

目線に立った行政運営」ということであります。行政には常に市民福祉の向上を目指して総合的、計画的に施策を推進していくことが求められます。予算執行に当たっては、公私の区別を明確にし、市民の皆様さまに「できること」「できないこと」の説明責任を果たし、職員ともども毅然かつ真摯に取り組んでいく所存であります。

以上、市政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、私は常々、少子高齢化の進展や国・地方の財政悪化など社会経済情勢が大きく変化している中であって、多様化する行政需要に対応し、行政サービスを維持しながら、より効率的で財政基盤の確立した自治体形成を目指すことができるかが潟上市長としての私に課せられた責務であり、課題であると考えております。

「潟上市民」3万6,000人が思いを一つにして心豊かに暮らせるまちづくり、ふるさとづくりに格別のご指導とご支援を賜りますよう切にお願い申し上げ、施政方針表明と致します。

終わります。

○議長（藤原幸作） これで市長の施政方針説明を終わります。

【日程第5、議案第2号 潟上市男女共同参画推進条例（案）について から 日程第6、議案第3号 潟上市男女共同参画センター設置条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、議案第2号、潟上市男女共同参画推進条例（案）について及び日程第6、議案第3号、潟上市男女共同参画センター設置条例（案）についてを関連がありますので一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第2号・議案第3号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第2号の潟上市男女共同参画推進条例（案）について、ご説明致します。

潟上市男女共同参画推進条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

ページは、議案書綴りの1ページでございます。

条例案の内容を説明する前に、提案の基本的な考え方を申し述べさせていただきたいと思っております。

男女共同参画推進条例を制定することにつきましては、平成11年に男女共同参画社会

基本法が制定されまして、地方公共団体が男女共同参画社会形成のためにさまざまな施策を策定し実施することが求められている中で、本市では平成16年7月に策定されました新市建設計画において、男女共同参画にかかわる条例の制定がまちづくり重点プロジェクトとして位置づけられております。これを受けまして、本市では市内に検討委員会等を立ち上げ条例に盛り込む内容について検討するとともに、一般市民からの公募により組織されます男女共同参画市民ワーキンググループ、これは15の方が、公募と選定のあわせて15人で組織されております。それと識見者や各団体長で組織されます男女共同参画推進会議においてさまざまなご意見をいただきながら検討を重ねてまいりまして、このたび本条例案を提案するものでございます。

1 ページの提案理由については、ただいま申し上げました基本的な考え方と重複致しますので省略致します。

続きまして2 ページをご覧ください。本条例案につきましては、前文のほか第1条から第19条までの条文となっております。前文については、ここに掲載してありますとおりでございます。

第1章の総則の目的については、ただいま基本的な考え方を申し上げたとおりでございます。

第2条の定義につきましては、この条例においての用語の意義についてここに4号まで掲載してございます。1号が男女共同参画とは、2号が積極的改善措置とは、3号がセクシャルハラスメントとは、4号については事業者とは、というふうな形の用語の定義をここに説明してございます。

第3条につきましては、基本理念でございます。これにつきましては、1号から4ページの7号までの構成となっております。この基本理念については、男女共同参画を推進するためにこの1号から7号までを基本理念として行わなければならないという条文でございます。

続きまして4 ページをお願い致します。

第4条の市の責務でございます。市は、前条に規定する、第3条に規定する基本理念に則り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならないというふうな市の責務をここに掲載してございます。

続きまして第5条の市民の責務、第6条の事業者の責務、第7条の保育や教育にかかわる者の責務、この3条については、お互いに連携し合うようにここに定めておるもの

でございますので宜しくご理解願いたいと思います。

続きまして5ページの第2章の基本的施策でございます。第8条が計画の策定でございます。市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する計画を策定するというふうな条文でございます。

2項につきましては、計画を策定するにあたっては、市民、事業者及び保育や教育に携わる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるというふうなこととともに、もう1点は、潟上市男女共同参画推進審議会の意見を聞かなければならないと。この審議会の関係については後ほど条文として出てきますので、その際説明申し上げます。

それから3項ですが、計画を策定した際には、これを公表するというふうなことをここに3項に掲載してございます。

教育の充実等、第9条でございます。ここにつきましては、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、市民、事業者及び保育や教育に携わる者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるというふうな内容でございます。

第10条が施策の策定に当たっての配慮というふうなことを掲載してございます。

第11条は、附属機関等における構成員の男女の均衡ということで、市は、附属機関等の委員その他構成員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるという条文の内容でございます。

第12条は、家庭生活における活動と他の活動との両立支援をうたっております。

第13条が調査研究等でございます。

6ページでございます。

第14条が年次報告というふうなことを条文でうたっております。

第15条につきましては、苦情及び相談への対応でございます。

第16条が推進体制の整備でございます。

第3章につきましては、性別による人権侵害の禁止でございます。第17条に性別による人権侵害の禁止ということで、1号から3号まで掲載してございます。

第18条は、公衆に表示する情報への配慮でございます。

続きまして7ページでございます。先ほども申し上げましたが、第4章には潟上市男女共同参画推進審議会を設ける条文でございます。

まず第19条でございますが、男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議

するため、潟上市男女共同参画推進審議会を置くというものでございます。

2項につきましては、審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するというもので、1号から3号まででございます。これは先ほど説明した中に含まれてございます。

4項につきましては、審議会は、市長が任命する委員15人以内をもって組織すると。

5項は、委員の任期は2年とするという内容でございます。

あと7項ですが、第4項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるという内容でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして議案綴りの8ページ、お聞き願いたいと思います。

議案第3号についてでございます。潟上市男女共同参画センター設置条例（案）についてでございます。

潟上市男女共同参画センター設置条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由と致しましては、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参加の推進に関する取り組みへの支援その他の男女共同参画の推進に関する調査研究や情報提供等を行う拠点施設を設置するため、条例を制定するものでございます。

これにつきましては、地方自治法第244条の2の公の施設の設置及びその管理に関する事項については、条例でこれを定めなければならないというふうな規定が地方自治法上ありますので、あわせて本条例案を提案するという内容でございます。

続きまして9ページをお願い致します。

潟上市男女共同参画センター設置条例（案）でございます。

設置でございます。第1条でございますが、読み上げます。男女が社会の対等の構成員として、あらゆる分野における活動に自主的に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現を推進しようとする団体等に対し、男女共同参画の推進に関する情報や調査研究の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するため、潟上市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置するものでございます。

そこで第2条ですが、名称及び位置でございます。センターの名称及び位置については、名称は「潟上市男女共同参画センター」とします。位置につきましては、「潟上市

昭和大久保字元木田152番地」、具体的には羽城中学校の体育館に隣接しております旧羽城中学校組合の事務所、ここを拠点施設として男女共同参画を推進していくというふうなことで考えております。

この施設の関連する補正予算については、先の議会で所要の経費を議決していただいておりますことをご報告申し上げます。

それから使用の許可につきましては、第3条、センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないという形でございます。

第4条の使用料、センターの使用料は無料とします。

委任が第5条でございます、この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、規則で定めるということで規則に委任してございます。

附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第2号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（中川光博） 質問はあるんですが、私、総務委員会に所属しておりますが、この場で質問してよろしいでしょうか。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） 先ほど澤井委員長の説明ありました、報告ありましたように所属委員会については所属委員会で十分検討する、こういうことでございます。

○17番（中川光博） はい、じゃあ所属委員会で質問させていただきます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第2号については、総務委員会に付託致します。

これより議案第3号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第3号については、総務委員会に付託致します。

【日程第7、議案第4号 潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第4号、潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手

数料徴収条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第4号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは、提出議案の10ページ・11ページを開いてください。

議案第4号、潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例（案）について。潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

それでは、この大綱を説明致します。

潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例につきましては、住民に身近な事務は市町村で処理をするということで県が市町村に手あげ方式によりまして権限移譲されるものであります。これは市町村の主体的なまちづくりや窓口のワンストップサービスなどに伴う住民サービス向上を図るものであります。

内容につきましては、母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定に基づく母体保護法施行令により、受胎調節実地指導員、つまり家族計画を指導する知事の認定する講習を終了した者、助産師とか保健師とか看護師でありますけれども、この人たちに指定証の交付、標識の交付等が市において交付されるものであります。このために手数料を徴収するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第282条第1項の規定に基づき、この条例を制定するものであります。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第4号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 県から移譲されて、この各種手数料がまずお値段がさまざまなんですけれども、何というんですか、値段は変わらないんですか。それから発行する場所ですね、各庁舎でもできるのかどうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） 配付の件でございますけれども、3庁舎ごとにそれぞれの窓口で交付されるべきものだと思っております。

それから事務手数料ですか、それは各県のいわゆる部局で事務量というか事務件数と

いうか、そういう事務費ですか、みんなそれぞれ所管がありまして多分違うと思いますけれども、この受胎調節につきましては人件費とか、それから1件当たりの事務費とか単価によって試算されるようでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） はい、11番。

○11番（藤原典男） 窓口の関係はわかりました。それで県から移譲された際に、各それぞれ条例の第2項とか3項とかいろいろ規定ありますけれども、県から移譲された事務がそのまま市でやった場合に、そのまま県でやっていた手数料どおりに移行されたのかどうかお聞きしたんですけれども。

以上です。

○議長（藤原幸作） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） 藤原さんの言うとおりでございます。藤原さんが言ったように、その事務手数料は例えば標識の交付手数料はそのとおりでございます。県の方で例えば4,000円であるものが、町に来た場合、市に来た場合でも4,000円に変わりございません。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第4号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第8、議案第5号 潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例（案）について から
日程第9、議案第6号 潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第5号、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例（案）について及び日程第9、議案第6号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例（案）についてを関連がありますので一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第5号・議案第6号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 産業建設部の伊藤でございます。宜しく申し上げます。

議案第5号につきまして、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例（案）についてで

ございますけれども、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、これは先ほど福祉保健部長と同じく県から移譲された移譲事務の手数料徴収条例をするという条例の内容でございます。

潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例（案）について、この制度についてですけれども、あくまでも優良宅地造成認定制度とは開発許可を受けた土地以外の土地で譲渡において開発許可の技術的基準に変えて、それと同様の宅地としての水準を当該造成宅地が備えているとの認定を受けることにより、開発許可を受けた土地の譲渡と同様の所得税もしくは法人税の優遇措置を受けることができる制度です。本市でいえば、都市計画区域外、すなわち通称白図地域と言われているところでございます。

この認定事務は、平成18年度から県から権限移譲されることによって、あくまでも事務手数料として徴収致す条例でございます。

条例の中身でございますけれども、手数料の額と、それから附則に施行月日は4月1日を予定しております。ほとんど県原案をそのまま運用しております。

次に、議案第6号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例（案）についてでございますけれども、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

これも先ほどと同様、提案理由は権限移譲によるものでございます。

潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例（案）についてでございますが、この制度とは宅地の、先ほどとはちょっと違いまして、宅地の造成を伴わない宅地の譲渡においてその宅地に新築された住宅において優良住宅新築認定を受けることにより、開発許可を受けた土地の譲渡と同様の所得税もしくは法人税の優遇措置を受けることのできる制度でございます。先ほどと同じく条例案そのものは、県の全文をそのまま運用しています。

施行予定は18年の4月1日からです。

先ほどの造成、あくまでも制度、この議案でございますけれども、この条文の中で「宅地」とか「住宅」という言葉が再三使われておりますけれども、あくまでも土地の譲渡に対する優遇制度でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第5号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第5号については、産業建設委員会に付託します。

これより議案第6号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第6号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第10、議案第7号 潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第7号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第7号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） それでは、議案第7号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例（案）について。

潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由は先ほどの権限移譲と同じでございます。これまで砂利採取に関しては県に申請する場合、市が経由しておった事務の内容でございます。このたび権限移譲によって事務の内容がすべて県から移譲されたと。例えば事務の内容でございますけれども、採取計画の認可、それから認可採取計画の変更認可、採取計画の変更命令、それから砂利採取の停止命令、砂利採取の廃止の届け出の受理、採取計画の認可の取り消し、砂利採取事業者等の立ち入り検査等まで移譲になってございます。

いずれ採取計画の認可の申請できるものとしては、現在、潟上市に26業者ございます。現在2件ばかり採取しております。17年度は潟上市2件がございます。

手数料の金額でございますけれども、これも国及び県の条例に準じて定めております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第7号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 砂利の採取ということだけでなく、県の方から権限移譲事務を27項目移譲して市民サービスの向上を図るということで、ここにこの資料もありますけれども、今まで3案について、大綱について説明がありますが、私ども素人でございまして27項目そのままのすべてが県から移譲を受けた場合に、すべてが提出議案として審議されるものか、それとも今回の定例会に上程されたものは何件なのか。というと、あと何件かあるんでしょうけれども、その他の部分についてはどういうふうな取り扱いになるのか。

それからですね、南秋のある町村では県の権限移譲事務についてほとんどメリットがないということで受けてないところもありますし、現状の潟上市の3町において先ほどの案では受胎の問題についてはですね、3庁舎で証書を交付するような話もありますが、事務的にどのような経緯があって、どのくらいのサービスの向上を図れるのか。それと手数料の徴収ですから市としてどのくらいの見積もりの予算計上されているか、それらについてですね、わかる範囲内でご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） 2番戸田議員にお答えを申し上げます。

先ほどから権限移譲について提案をしておりますけれども、基本的にはこの事務については受け入れをする前に担当部課において受け入れが可能かどうかということで十分検討を加えまして、今回の27項目を受け入れたものでございます。基本的な考え方としては、住民サービスということを中心に考えながら、そしてまた専門知識がいらぬもの、それからお金が多くかからないものというような基本的な考え方でこの27項目を受け入れた次第でございます。

条例につきましては、手数料条例とかそういうものについては当然市町村の条例化が必要なわけですが、単なる権限移譲と、そのものに関してだけは条例化はいらぬという考え方でございます。

先ほどの歳入のことについては、担当部長からお願いします。

○議長（藤原幸作） 企画部長。

○企画部長（鏡 利行） 2番の戸田議員にお答え申し上げます。

ただいま条例案に係る手数料の歳入金額はいかほどかというふうなことでございますが、このたびの平成18年度の一般会計の当初予算には歳入額を記載してございません。

これにつきましては、現段階では歳入の予算をみておりませんが、実績が出てき次第、予算歳入科目を設けて対応したいとこのように考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 歳入の計上はなしということですが、それでは歳出の費用はどのくらいかかる予定になっているか。準備段階で試算されたと思いますので、それは計上されているかどうかご答弁をお願いします。

○議長（藤原幸作） 議長より申し上げます。この2番から今質問がございましたけれども、今、両部長が説明をしたわけがございますが、関連事項以外については本来認めないところでありますけれども、2部長が今答弁したとおりでありますので、この提案したことについて関連のあるものだけについてするとうふうなことでございますので、質疑についてご協力を賜りたいというふうに思います。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第7号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第11、議案第8号 潟上市犯罪被害者等基本条例（案）について から 日程第12、議案第9号 潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第8号、潟上市犯罪被害者等基本条例（案）について及び日程第12、議案第9号、潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）についてを関連がありますので一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第8号・議案第9号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） おはようございます。市民生活部長の菅生です。宜しくお願いします。

それでは、議案第8号、潟上市犯罪被害者等基本条例（案）について、ご説明を申し上げます。

本案は、潟上市犯罪被害者等基本条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、犯罪被害者等基本法の施行に伴い、地方公共団体における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

19ページの潟上市犯罪被害者等基本条例（案）でございます。

本案第1条は目的となっておりまして、この条例は、犯罪被害者等基本法において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務に則り、潟上市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的としてございます。

本条例は13条からなっておりまして、犯罪被害者等基本条例を受けまして、この条例は地方公共団体の責務としてその地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定めてございます。市町村においても、国や県との適切な役割分担のもと、市町村として行うべき被害者の支援のための施策を推進していく必要があり、この条例を制定するものでございます。

なお、秋田県では平成18年2月に秋田県犯罪被害等支援基本計画を策定してございます。

附則になりますが、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第9号についてご説明申し上げます。潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）についてでございます。

潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、犯罪行為により傷害を受けた市民又は犯罪行為による不慮の死を遂げた市民の遺族に対して見舞金の支給を行うことにより、その生活の安定と精神的被害を軽減させるため、この条例を制定するものでございます。

23ページには潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）でございます。

目的が第1条でございまして、この条例は、市長が、犯罪行為等に傷害を受けた市民又は犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族に対して犯罪者等見舞金の支給等を行うことにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的としてございまして、これも13条からなっております。この条例につきましては、犯罪行為により傷害を受けた市民又は犯罪行為等による不慮の死を遂げた遺族に対し、その生活の安定と

精神的被害の軽減を目的としたものでございますが、犯罪被害の定義を明らかにし、見舞金の種類及び支給要件、見舞金の額、遺族の範囲及び順位等明らかにし、また地域全体で犯罪被害者等を支援する環境づくりの一環として見舞金を支給するために制定するものでございます。

支給額は、ここにも書いてございますけれども、遺族見舞金が30万円、傷害見舞金が10万円で、申請に基づいて支給されます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第8号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第8号については、社会厚生委員会に付託致します。

これより議案第9号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 今、見舞金の額について説明されましたけれども、例えば不幸にして傷害を受けたということで、その治療費ですね、その治療費と、またこの傷害見舞金とは私は別だと思うんですけれども、そこら辺は引くくめての見舞金なのか、それとも別にこういうふうに見舞金をやるのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） その支給程度につきましては、当然傷害状況がございますので、その傷害の申告状況に対応致しましていろいろ支給額が変わってまいりますので、その提出内容によって検討されることとなります。

以上です。

○議長（藤原幸作） はい、11番。

○11番（藤原典男） 傷害の程度によって見舞金が違うということはわかりましたけれども、医療費と別にこれを支給するかということをお聞きしたんですけれども。

○議長（藤原幸作） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） あくまでも見舞金だけです。治療費等そのものについては出ません。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第9号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第13、議案第10号 潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（案）について から 日程第14、議案第11号 潟上市国民保護協議会条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第10号、潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（案）について及び日程第14、議案第11号、潟上市国民保護協議会条例（案）についてを関連がありますので一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第10号・議案第11号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（案）についてでございます。

潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条の規定に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備し、職員の配置及びサービスの基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（案）でございます。

第1条が趣旨でございますが、この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法第183条に準用する法第31条の規定に基づき、潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条には組織、第3条が会議、それから第4条には部を置くということであり、それから第5条には現地対策本部、それから第6条には委任、それから第7条は準用ということございまして、附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第11号についてご説明申し上げます。潟上市国民保護協議会条例（案）についてでございます。

潟上市国民保護協議会条例を次のように制定するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条の規定に基づき、国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、総合的施策を推進するため、条例を制定するものでございます。

次のページ31ページになりますが、潟上市国民保護協議会条例（案）でございます。

第1条が趣旨でございます。この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、潟上市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条が委員及び専門委員、第3条が会長の職務代理、第4条が会議、第5条が幹事、それから第6条が部会、それから第7条が委任となつてございまして、この条例は、公布の日から施行するものですが、この協議会の会長そのものについては当該市町村長がなることになってございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第10号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） この武力攻撃事態法における国民の保護のための措置に関する法律ということなんですけれども、県でもつくられまして各市町の中でもつくっていくという内容なんですけれども、具体的にこういうふうな事態が起きる可能性があるのか、また、国民の保護のための措置、どういうふうな措置を今考えられるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え申し上げます。

まず、あくまでもこの条例案につきましては万が一を想定しての条例制定でございます。それぞれの市町村において国民の生命、それから身体、財産を守るために国民の誘導、避難、そういったものに対処するために適切に対応できるよう条例を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第10号については、社会厚生委員会に付託します。

これより議案第11号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第11号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第15、 議案第12号 潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第15、議案第12号、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第12号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第12号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、潟上市議会の議員の報酬の適正を確保するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

34ページをお願い致します。

潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「29万5,000円」を「42万円」に、これは議長の報酬でございます。

同条第2号中「26万5,000円」を「38万円」に、これは副議長の報酬でございます。同

条第3号中「24万5,000円」を「36万円」に改める。これは議員の報酬でございます。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

影響額でございますけれども、51人体制のときの現行の報酬と比較を致しますと7,007万2,000円の減となります。ただ、22人体制で現行の報酬と比較した場合は、3,898万9,000円の増となります。

この議員の報酬で、後で出てきますけれども農業委員会の報酬もこの後で出てきますが、在任特例を適用する議会議員及び農業委員の報酬についてということで合併協議会での確認事項となっております。現在は3町の現行の報酬額を基本としながら、特例期間終了後の報酬については新市長が新市において設置される特別職報酬等審議会へ諮問するというので、先ほど施政方針の中でも述べておりましたが1月31日に特別報酬等審議会へ諮問して全会一致で答申を受けておるとご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これから議案第12号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第12号については、総務委員会に付託します。

【日程第16、議案第13号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第13号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第13号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第13号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、潟上市非常勤の特別職職員の報酬の適正を確保するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

36ページをお願い致します。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

別表教育委員会委員の項中「2万円」を「4万円」に、これは教育委員長の月額報酬でございます。それから「1万7,000円」を「3万円」に、これは教育委員の報酬でございます。同表選挙管理委員会委員の項中「2万円」を「2万5,000円」に、これは選挙管理委員会の委員長の報酬でございます。「1万6,000円」を「2万円」に、これは委員の報酬でございます。同表監査委員の項中「2万円」を「4万円」に、これは識見を有する者の報酬でございます。「1万8,000円」を「2万5,000円」に、これは議会選出の監査委員の報酬でございます。同表農業委員会委員の項中「2万3,000円」を「4万1,000円」に、これは農業委員会の会長報酬でございます。「2万1,000円」を「3万3,000円」に、これは職務代理者の報酬でございます。「1万9,000円」を「3万円」に改める、これは委員の報酬でございます。

同表地域審議会委員の項の次に次のように加えるということでございますが、この個人情報の開示決定等については不服があったときには個人情報保護条例に規定する場合を除き、個人情報保護審査会に諮問することとなっておりますけれども、個人情報保護審査会委員の報酬金額が定められていなかたため今回改正をお願いするものでございます。条例では、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図ることを目的に個人情報保護審議会も置くこととしておりますけれども、委員委嘱を審査会委員と同レベルの方を想定し、月額報酬金額を「1万円」に統一するものでございます。

また、市の保有する公文書の開示について不服申し立てがあったとき、情報公開審査会に諮問することと情報公開条例で規定されておりますけれども、この場合の委員委嘱も個人情報保護審査会委員と同レベルの方を想定をしておりますして、会長職の「1万5,000円」を削りまして月額報酬金額を「1万円」に統一するものでございます。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員、選挙管理委員会、監査委員、この3つの委員をあわせると影響額がトータルで123万6,000円になります。農業委員会については、トータルで300万円の増となるわけですが、昨年の7月19日以前の38人体制と比較をした場合は64万8,000円の減額となります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第13号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第13号については、総務委員会に付託します。

【日程第17、議案第14号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(藤原幸作) 日程第17、議案第14号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第14号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(大越 宏) 議案第14号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由と、それから大まかな基本的な考え方等については施政方針の中で述べておりますので割愛をさせていただきます。

38ページですが、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)でございますが、第4条第5項から10項までを次のように改めるということで、5項については職員の昇給は現行年4回行っておりますけれども年1回に統一をするというものでございます。それから6項については、昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の合計数を4号級とするという、今までの1号級を細分化致しまして4号級とするものでございます。7項については、55歳を超える職員等の昇給の在級数を2号級とすることを標準とするという内容のものでございます。

それから附則ですが、この条例は平成18年4月1日から施行するというので、この附則の2項ですが、この条例の施行日、いわゆる18年の4月1日の前日における職務の級を附則別表第1の職務級の切替表、いわゆる47ページに職務の切替表が載っております。今までの1級・2級が新級では1級に統括されると。それから3級が2級、4級・5級が3級に、6級が4級、7級が5級、8級が6級、9級が7級というふうな切り替えでございます。

それから3項においては、施行日の前日における旧号級を受けていた期間に応じて、附則別表第2号ということは48ページお願いを致します。この表の現在の給料表から新給料表へ切り替えるための切り替える表でございます。

それから7項、39ページの一番下の方ですけれども、給料表の切り替えによって給料月額がそれまで給料月額に達しないこととなる職員については、経過措置として新旧給与月額の差額を支給するという内容でございます。

これらに関する影響額と致しましては、約3,400万円の減となります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これから議案第14号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。2番

○2番（戸田俊樹） 合併当日の各3町の職員の給与体系に格差が生じておりまして、その後、統一するというわけではないでしょうけれども、賃金内容を調整するというふうなことでありますが、人事院の勧告に基づいて今般4.8%の引き下げを我が潟上市でもやられるということでしょうけれども、ちょっと理解できないといいますかわからないところがありますのでお聞きしますが、給与の是正について2,300万円ほどの原資が必要であるということと、18年度において給与俸給表の全体で4.8%引き下げて3,400万円の減となったという、その整合性についてちょっともう少し詳しくですね、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） 2番戸田議員にお答えを申し上げます。

給与調整につきましては、これは合併協議会でもって速やかに統一をすると、調整を図るというような合併協定になっておりまして、17年度中にその職員のいわゆる経歴、年齢その他もろもろの件を調整をした結果、平成18年度からその調整をしていくということで2,300万円の原資が必要であるということで今回の当初予算にその予算額を計上をしております。

先ほどの人勧については、私3,400万円の減額ということで申し上げましたけれども、これにつきましては主席主査以上の職員についてはまずベースアップがないということで、その差額は当分の間払うけれどもベースアップがないと。しかも若い人方はベースアップになると、昇給が上がるというような観点で、その要するに上がる部分の影響額と若干の若い人方の上がる部分との差が3,400万円の影響であると、こういうことでご

ざいまして、そのほかに給与調整として2,300万円の原資が必要であるということで、トータルにしてみれば1,100万円ぐらいの減にはなると、こういうことでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第14号については、総務委員会に付託します。

昼食のため休憩します。再開は午後1時と致します。

午前 1 1 時 5 3 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

【日程第18、議案第15号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第15号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第15号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、児童扶養手当法ほか手数料を免除できる関係法律の規定に基づき、戸籍の証明に関する手数料を減免し、関係者の費用負担を軽減するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

53ページをお願い致します。

潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市手数料条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨規定する法律の規定に基づき、証明を請求する場合は、手数料を徴収しない。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

この条例につきましては、無料証明が法律で規定されていない関係法で、法律の中で市町村の条例で定めることにより無料証明ができる関係法に対して整備するものでございます。このことは、法律で特段の規定を設けない限り、市町村長はこれらの手数料を任意に減免できないことから、関係者の費用負担を軽減するために設けられるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第15号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 具体的な内容について伺いたいですけれども、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え致します。

従来、児童扶養手当とかそういった関係書類の提出につきましては、個人のものについては費用がかかるということで、そういったものが今度軽減されるということになります。それから先ほどもお話し申し上げましたけれども、犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例、その際の申請にかかわる添付書類等が無料になるものでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第15号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第19、議案第16号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第19、議案第16号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第16号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 議案第16号についてご説明申し上げます。

潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令第3条の一部が改正されたことに伴いまして、国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加えることとするため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページ55ページですが、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第2条中の次の1号を加えるものでございます。

(4) 被用者保険等代表する委員 2名となっております。これにつきましては、国民健康保険運営協議会における被用者保険者等保険者、社会保険でございますが、代表する委員の参加につきましては、退職者医療制度の在任が被用者保険等保険者の拠出金で賄われることから、拠出者側の意向が反映されるように従来の被保険者代表、国民健康保険の被保険者と、それから保健医、広益代表、学識経験者になりますけれども、特別2名を加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第16号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第16号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第20、議案第17号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第20、議案第17号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第17号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは、提出議案の56ページを開いてください。

議案第17号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市介護保険条例（平成17年潟上市条例第130号）の一部を次のように改正するものとする。

平成18年 3 月 6 日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、介護保険法（平成 9 年法律第123号第117条）の規定による「介護保険事業計画」の見直し及び平成18年度からの当市介護保険料の一本化、ならびに介護保険法、同法施行令の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、改正の大綱について説明したいと思います。

潟上市介護保険事業につきましては、合併前の旧 3 町で策定しました第 2 期介護保険事業計画、平成15年から平成17年度までに基づき事業を推進してまいりましたが、計画期間の満了年度であります本年度で第 3 期潟上市介護保険事業計画について第 2 期計画の達成状況の点検及び評価を行った上で見直しし、策定したものであります。策定にあたっては庁内に素案作成委員会を設置し、その素案を公募による委員等で構成する策定委員会及び介護保険運営協議会に諮り、見直しを進めてきました。第 3 期介護保険事業計画は、今回の介護保険法の改正を踏まえ、計画期間であります平成18年度から平成20年度までのサービス目標を推計し、その財源であります第 1 号被保険者の保険料の見直しを行ったものであります。

それでは次に改正の内容について説明致します。

第 2 条関係、57ページの第 2 条関係であります。第 1 号被保険者の保険料基準額（月額）を現行の旧 3 町ごとの保険料基準額、昭和地区が4,420円、天王地区が4,300円、飯田川地区が3,996円、3 地区平均4,284円を市 1 号被保険者の月額保険料を平成18年 4 月から一律に4,250円とし、基準額を年額 5 万1,000円に改正するものであります。このために、昭和地区では4,420円から4,250円ということで170円が下がっております。天王地区が4,300円から4,250円ということで50円が下がっております。飯田川地区が3,996円ということで4,250円から差し引きますと254円が上がっております。ちなみに隣接町村の保険料を参考に致しますと、五城目町が4,300円、大潟村が4,080円、井川町が4,200円、八郎潟町が4,100円となっております。

それから 2 つめとして、介護保険法の改正に伴い所得段階を現行の 5 段階から所得が低い人の負担能力にきめ細かく対応できるよう 6 段階に改正するものであります。

それから第 4 条の第 3 項関係であります。第 2 条の関係の改正に伴い、被保険者の資格異動があった場合における介護保険料の月割基準額を平成17年度分までは現行の基準額とし、平成18年度分からは改正後の基準額として算定することを規定したものであります。ちなみに資格異動があった場合ということは、一般の人が生保になった場合と

か、そういうふうなものが考えられます。

それから第17条関係でありますけれども、今回の介護保険法の改正に基づき要介護、要支援認定等にかかわる罰則規定について所要の改正を行ったものであります。

それから58ページ・59ページを開いてください。

附則関係でありますけれども、附則の第3条であります。今回の介護保険法の改正に伴い新たに実施されます新予防給付の実施時期を定めたものであります。これは現行の要支援を要支援1に、要介護1の一部を要支援2として、要介護状態が軽く心身機能が改善する可能性が高い人に対し、新たなサービス、運動機の機能向上、医療改善等などを提供する事業であります。新予防給付にかかる介護認定の審査、判定については、潟上市南秋田郡介護認定審査会において、その実施を介護保険法改正内容等についても対応の準備が整う平成19年4月からの実施を決定しているため、それに基づき実施時期を定めたものであります。

それから附則の第4条でありますけれども、平成16年度税制改正の年金課税の見直しでありますけれども、今まで公的年金等控除の最低保障額が引き下げが140万円から120万円に下げられたこと。及び平成17年度税制改正の高齢者の非課税限度額の廃止について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険においても市民税の非課税要件の変更に伴い介護保険料の段階が上昇することになるため、平成18年度から2年間、市民税が非課税から課税となる本人及び税制改正の影響で新たに課税となるものが同世帯にいる市民税非課税者に対する介護保険料の激変緩和措置を規定したものであります。

なお附則第4条第1項は、平成18年介護保険料の激変緩和による減額保険料であり、同第2項は平成19年度介護保険料の激変緩和措置による減額保険料であります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第17号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第17号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第21、議案第18号 潟上市財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、議案第18号、潟上市財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第18号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました議案第18号についてご説明致します。

この議案につきましては、潟上市財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市財産区財政調整基金条例（平成17年潟上市条例第180号）の一部を次のように改正するものとする。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由と致しましては、下虻川財産区、和田妹川財産区、飯塚財産区、この3財産区は旧飯田川地区にあります財産区でございます。に、それぞれ財政調整基金を設置することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

このたびの一部改正の主なるものは、63ページに掲載してあります別表第1条の関係でございます。あと文言をそれにあわせて修正してございます、改正してございます。

従来は、豊川財産区財政調整基金条例という形で財産区条例がございましたが、このたび、その下の下虻川財産区、和田妹川財産区、飯塚財産区、それぞれの財政調整基金も積み立てるといふような条例をここに設けるものでございます。ちなみに、この条例を設ける根拠と致しましては、地方財政法第7条において地方公共団体は各会計年度において歳入歳出の決算剰余金が生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1をくだらない金額については、この剰余金を積み立てるか繰上償還に使わなければならないという地方財政法第7条の根拠からこのたび条例を改正するというものでございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第18号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第18号については、総務委員会に付託します。

【日程第22、議案第19号 潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定についてから 日程第25、議案第22号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について】

○議長（藤原幸作） 日程第22、議案第19号、潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定についてから日程第25、議案第22号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号の4議案の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは、64ページを開いてください。

議案第19号、潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市飯田川社会福社会館

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2

社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

会長 菅原三朗

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

それでは大綱について説明致します。

施設の概要であります。施設名称が「潟上市飯田川社会福社会館（通称 飯田川老人憩いの家）」であります。住所が「潟上市飯田川飯塚字飯塚3番地1」、木造平屋建てで、延床面積が614.2㎡、これは昭和31年に地域高齢者の趣味活動及び老人クラブ活動の拠点施設として開設されたものであります。これまでの管理委託に至る経緯を考慮して、潟上市社会福祉協議会を指定管理者として平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間指定するものであります。

次に、65ページ、議案第20号、潟上市飯田川ふれあいの家の指定管理者の指定につい

て。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市飯田川ふれあいの家

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2

社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

会長 菅原三朗

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

この施設の概要でありますけれども、施設名称が「潟上市飯田川ふれあいの家」、住所が「潟上市飯田川下虻川字屋敷40番地1」、鉄筋コンクリート平屋建てで、延床面積が162.6㎡、これは平成3年に地域高齢者の趣味活動及び老人クラブ活動の拠点として開設されたものであります。これまでの管理委託に至る経緯を考慮して、これまでどおり潟上市社会福祉協議会を指定管理者として平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間指定するものであります。

次に、66ページを開いてください。

議案第21号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣端74番地3

社会福祉法人 昭和ふくし会

理事長 菅原三朗

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

この施設の概要であります。施設名称が「潟上市昭和デイサービスセンター」、住所が「潟上市昭和大久保字町後244番地」、鉄筋コンクリート平屋建てで、延床面積が686.9㎡、平成4年に通所介護事業の実施及び住宅援護高齢者等に対する通所による各種サービスを提供することによって要援護高齢者の生活支援、社会的孤立化の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的として設置されております。これも、これまでの管理委託に至る経緯を考慮して、これまでどおり社会福祉法人昭和ふくし会を指定管理者として平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間指定するものであります。

それでは、67ページの議案第22号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和住宅介護支援センター

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣端74番地3

社会福祉法人 昭和ふくし会

理事長 菅原三朗

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

この施設の概要であります。施設名称が「潟上市昭和在宅介護支援センター」、住所が「潟上市昭和大久保字町後244番地」、鉄筋コンクリート平屋建てで、延床面積が686.9㎡、平成4年に在宅の要介護高齢者や、その介護者等に対して総合相談等の支援活動を行う目的で昭和デイサービスセンター内に設置しております。これまでの管理委託に至る経緯を考慮し、これまでどおり社会福祉法人昭和ふくし会を指定管理者とし、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間を指定するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第19号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第19号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第20号、潟上市飯田川ふれあいの家の指定管理者の指定についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第20号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第21号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番(西村 武) 参考資料の中からですけれども、福祉会館の概要ということで、この資産総額ですけれども3億7,411万円という、この資産の内容ですか、そういうものをちょっと把握できていないので、その辺のところをちょっと説明をお願いします。

○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。

午後 1時27分 休憩

.....
午後 1時28分 再開

○議長(藤原幸作) 再開します。

○福祉保健部長(門間鋼悦) 質問にお答え致します。

資産の総額が3億7,411万851円となっておりますけれども、手元にその詳細の資料は持っておりませんので、後で報告したいと思います。

以上です。

○議長(藤原幸作) ほかにありませんですか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第21号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第22号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第22号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第26、議案第23号 潟上市昭和高齢者ふれあい館の指定管理者の指定について】

○議長（藤原幸作） 日程第26、議案第23号、潟上市昭和高齢者ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第23号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） それでは、議案第23号、潟上市昭和高齢者ふれあい館の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和高齢者ふれあい館

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1

昭和総合開発株式会社

代表取締役 千田鐵太郎

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

なお、指定管理者となる昭和総合開発株式会社の概要については、皆様に配付してあります参考資料の27ページにあります。

次に、施設の概要、大綱でございますけれども、潟上市昭和高齢者ふれあい館の概要でございますが、所在地は「潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1」、木造平屋建てでございます。延床面積が195.74㎡、敷地面積は2,223.42㎡であり、敷地は県より賃貸しております。平成12年4月に高齢者の健康保養活動と地域の活性化を図る目的で、隣接しております元木山公園グラウンドゴルフ場及び県の花弁種苗センターの芝生花壇広場の休憩施設として開設しております。この施設は特に障害者の方々から利用されて、車椅

子でまいりまして花苗の植栽の体験ができるというような施設になっております。これまでの管理委託の経緯を考慮し、引き続き市が出資している第三セクター、昭和総合開発株式会社を指定管理者として、平成18年7月1日から平成23年3月31日までの5年間指定するものでございます。

なお、先ほどまで福祉保健部の方から施設管理に関する管理規定で3年間とありますけれども、当方の施設管理に関しては5年間と定めております。何故に5年間と定めるかということですが、管理者となる昭和総合開発株式会社、後ほど出てまいりますグリーンランド株式会社は市が2分の1以上出資した、設立された第三セクターでございます。これらは利用料、それから手数料等で、ほとんどイベントで企画運営されるものであるもので、3年間という期間では現場の方から非常に短い、経営計画が立てられないということで、将来一般公募された場合、民間企業との対抗できるようなノウハウをつけたい、それから経営体力を身につけたいということで、育成の観点から5年間と致しました。特に昭和総合開発株式会社は、このたび県の指定管理者ともなりまして5年間の期間となっております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第23号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第23号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第27、議案第24号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について】

○議長（藤原幸作） 日程第27、議案第24号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第24号の大綱について、当局より提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは69ページを開いてください。

議案第24号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2

社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

会長 菅原三朗

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

この施設の概要でありますけれども、施設名称が「潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館」、住所が「潟上市飯田川飯塚字飯塚3番地1」、木造平屋建てで、延床面積が122.5㎡、昭和54年に地域高齢者がその経験及び知識を生かし、希望及び能力に応じた生産または創造的活動に参加する場を提供し、老後の生活を健康で豊かなものにする目的で飯田川社会福祉会館の隣接地に開設されております。これまでの管理委託に至る経緯を考慮して、これまでどおり潟上市社会福祉協議会を指定管理者として平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間を指定するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これから議案第24号の大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第24号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第28、議案第25号 潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について から 日程第30、議案第27号 潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定】

○議長（藤原幸作） 日程第28、議案第25号、潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定についてから日程第30号、議案第27号、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第25号・議案第26号・議案第27号の大綱について、当局より提案理由の説明を求

めます。産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） それでは、議案第25号、潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和地域農業総合管理施設

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1

昭和総合開発株式会社

代表取締役 千田鐵太郎

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

潟上市昭和地域農業総合管理施設でございますけれども、通称「アグリプラザ昭和」という名称で皆様に親しまれてこれまでやってきております。

概要であります。鉄骨平屋建て、レストランは2階建てで、延床面積が1,830㎡、それから敷地面積が5,832.55㎡です。アグリプラザが4,935.55㎡、レストランが879㎡であり、敷地はアグリプラザ分が県から賃貸し、レストラン部分に関しては市有地でございます。平成9年の5月に活力ある農業農村の創造により、関連分野における新分野の創出とあわせて特産品の流通消費充実を図り、地場製品の発展に寄与することを目的に隣接する秋田県花卉種苗センターの鑑賞室等々と一体化した施設として開設されております。年間の利用客数はイベント内容や天候等に左右されますが、年間約30万人程度です。昨年はちょっと若干豪雪により下がっております。この施設も昭和高齢者ふれあい館と同様に、これまでの管理委託の経緯を考慮して、昭和総合開発株式会社を指定管理者として平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間指定するものでございます。

次に、議案第26号ですけれども、潟上市天王ふれあい交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指

定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市天王ふれあい交流センター

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市天王字江川上谷地109番地2

天王グリーンランド株式会社

代表取締役 石川光男

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

指定管理者となる天王グリーンランドの概要については、参考資料の29ページにあります。

次に、施設の概要ですけれども、潟上市天王ふれあい交流センターは、通称「天王温泉くらら」と親しまれております。所在地は先ほど申し上げたとおり「上谷地109番地2」、鉄筋コンクリート造りの2階建て、延床面積が2,985㎡で、都市公園の鞍掛沼公園の敷地内に設置されております。7種類の浴槽があり、和風と洋風の浴槽を週に1回交互に男湯・女湯として利用されております。それから120畳の大広間のほかに和室や娛樂室やレストランがあります。平成10年10月に市民の健康増進、福祉の向上を図るとともに、コミュニティ活動の促進に寄与することを目的として開設されています。年間利用客数が約30万人程度となっています。これまでの管理委託の経緯を引き続き市が出資している第三セクター天王グリーンランド株式会社を指定管理者として平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間指定するものでございます。

次に、議案第27号でございます。潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1

昭和総合開発株式会社

代表取締役 千田鐵太郎

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

それで、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の概要でありますけれども、所在地は先ほど申し上げましたアグリプラザ、それからふれあい館と一体的な施設となっております。敷地面積が2万2,444.2㎡がグラウンドゴルフ場、駐車場が1,636.2㎡、敷地はすべて市有地となっております。平成13年8月に都市公園である元木山公園のグラウンドゴルフ場として開設されております。年間の利用客数は、これも天候に左右されますけれども年間約2万1,000人程度であります。この施設についても、前に述べた施設同様これまでの管理委託の経緯を考慮し、昭和総合開発が指定管理者として平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間指定するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第25号、潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第25号については、産業建設委員会に付託します。

これより議案第26号、潟上市天王ふれあい交流センターの指定管理者の指定についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） この指定管理者を指名する方の名前と、それから受ける方の名前が同じというふうなことで、民法上何かひもといたら矛盾するというか、だめだというふうな私ちょっと感じ受けたんですけれども、そこら辺の根拠はどうなんでしょうか。

以上です。

○議長（藤原幸作） 産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 藤原議員にお答えします。

多分、双方代理ということで民法上の兼ね合いだと思いますけれども、現在、潟上市では助役も収入役もおりませんので、この管理規定を指定する段階で非常に中身につい

ては職員相当議論致しましたけれども、ただ今現在の不在の中では市長と、それから会
が同一だということは双方代理の禁止、当該という該当するんじゃないかという、現在、
市町村課の方で問い合わせをして、今その結果が待っているところでございますので、
多分この本会議が終了するまでには結論が出ると思いますので、どうか宜しくお願いし
ます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） そうすれば、仮にこれ議決したとしてね、その市町村課の方から
これはだめですよとなれば、これはまた変な矛盾するような条例という、だめな条例と
いうことになりますので、それを待ってからの提案というふうなことにしたらよろしい
のではないかなと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 1時48分 休憩

.....
午後 1時52分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 11番の藤原典男議員にお答え申し上げます。

民法の双方代理という法律の条文でございますが、第108条において、自己契約及び
双方代理という条項がございます。ここに掲載されております条文からしますと、同一
の法律行為については相手方の代理人となり、または当事者双方の代理人となることは
できないと。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この
限りではないというのが民法の第108条の条文になっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。11番。

○11番（藤原典男） そうすれば先ほどの答弁がありましたけれども、市町村課の方に
聞いてからとかというふうなことの発言はどうなるんですか。

○議長（藤原幸作） 産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 確認のため市町村課の方へ問い合わせしているということ
ですので、ご理解願いたいと思います。

ただ、我々法律を解釈するにしても、やはり市町村課の方の指導を仰いでからという判断に立っていきたいと思いますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 民法上の双方代理については問題ないということと、今、更にそれを確かめるということでご了承賜りたいという発言でありました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第26号については、産業建設委員会に付託します。

これより議案第27号、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第27号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第31、議案第28号 男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について】

○議長（藤原幸作） 日程第31、議案第28号、男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第28号について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第28号についてご説明を申し上げます。

本案は、男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議についてでございます。

男鹿地区消防一部事務組合議会の議員定数を改めるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

よって地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、平成18年2月22日から潟上市、同年4月22日から男鹿市の議会議員定数がそれぞれ変更されることに伴い、男鹿地区消防一部事務組合議会議員定数の見直しを行ったことにより、同組合同規約における議会議員の定数を改めるため、地方自治法

第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページお願い致します。

男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を変更する規約。

男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を次のように変更する。

第5条第1項中、これは議員の定数でございます。「17人」を「13人」に改める。同条第2項中、男鹿市「11人」を男鹿市「7人」に改めるものでございます。したがって、潟上市4人、大潟村2人については変更がございません。

附則、この規約は、知事の許可を受け、平成18年4月22日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案第28号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

【日程第32、議案第29号 男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について】

○議長（藤原幸作） 日程第32、議案第29号、男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第29号について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第29号についてご説明を申し上げます。

男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議についてでございます。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会の議員の定数を改めるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

よって地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、平成18年2月22日から潟上市、同年4月22日から男鹿市の議会議員定数がそれぞれ変更されることに伴い、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員定数の見直しを行ったことにより、同組合議会の議員の定数を改めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページお願い致します。

男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部を変更する規約。

男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「14人」を「11人」に改め、これは議員の定数でございます。男鹿市「10人」を男鹿市「7人」に改める。したがって、潟上市4人については変更がございません。

附則、この規約は、知事の許可を受け、平成18年4月22日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案第29号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

【日程第33、議案第30号 平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について から 日程第44、議案第41号 平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第33、議案第30号から日程第44、議案第41号までの補正予算（案）を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第30号から議案第41号まで12議案の大綱について一括して当局より説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） それでは、ただいま提案されました議案第30号の平成17年度潟

上市一般会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

それで、お手元に配付しております別冊の補正予算書を順を追ってご説明、大綱をご説明申し上げます。

まず議案第30号につきましては、平成17年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第8号）の1ページをお開き願いたいと思います。

平成17年度一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,502万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億4,950万6,000円とするものがございます。

あと第2条が繰越明許費、第3条が地方債の補正でございます。

それでは、このたびの一般会計の補正においては事業費の確定に伴う減額補正をその主なものについて、歳入歳出の全般において計上していることをまずご報告申し上げます。

まず最初に歳入の関係ですが、9ページお開き願いたいと思います。13款1項の民生費国庫負担金を7,013万1,000円の減額であります。これは5節の保健基盤安定負担金の7,192万1,000円の減額が主なるものがございます。

同じく13款の2項1目総務費国庫補助金は2億684万9,000円の増額であります。これは合併市町村補助金でございます。これについては、9ページに掲載してございますのでご覧になってください。この合併市町村補助金については、合併後3年間に3億3,000万円、国から交付される予定となっております。

それから、続きまして10ページですが、14款1項1目民生費県補助金については8,314万3,000円の増額であります。4節の生活保護費負担金におきましては居住地不明者分にかかわる分として725万9,000円を計上致しております。同じく2項1目の総務費補助金は285万5,000円の増額であります。これについてはマイタウンバス運行維持費補助金及び生活バス路線の維持費補助金にかかわるものがございます。

続きまして11ページになります。17款の1項1目特別会計繰入金は1,102万円の増額であります。これは、この11ページの下段の方に掲載してありますとおり介護保険特別会計事業への繰入金の平成16年度分の精算にかかわるものがございます。

12ページにつきましては、20款の市債でございます。市債につきましては、誠に恐縮ですが6ページをちょっとご覧になってください。予算書さかのぼって恐縮ですが、6ページのところに第3表で地方債の補正がございます。この中で、このたび新たに街道下線道路改良事業、一番下ですが2,340万円を追加し、そのほかは事業等で限度額が確定しておりますのでそれぞれ増減しております。内容はこのとおりでございます。

続きまして歳出の方に入らせていただきます。

13ページでございます。13ページの2款1項12目生活交通費については、1,367万7,000円の増額であります。これは先ほど歳入でもご説明申し上げましたとおり、マイタウンバスの運行費、生活バス路線の維持費、これらでございます。

それから、続きまして14ページでございます。2款1項16目基金費につきましては、1億8,532万1,000円の追加でございます。内容につきましては、基金積立金の主なものとしては財政調整基金の積立金1億2,529万1,000円、市役所庁舎建設基金積立金5,000万円、小学校建築基金積立金1,000万円、それぞれ増としております。あとは、基金の運用益をそれぞれ今回追加したものでございます。

それから、続きまして16ページお願いしたいと思います。16ページの3款民生費3項生活保護費2目の扶助費については、2,113万4,000円の増額であります。これは生活扶助費を中心とした生活保護関連経費でございます。

続きまして18ページでございます。18ページにつきましては、6款1項1目の農業委員会費については248万4,000円の増額でございます。これは19節のところに説明してございますが、農地流動化推進事業の補助金として245万1,000円を新たに追加するものでございます。

続きまして19ページでございます。19ページにつきましては、8款2項1目道路維持費については7,300万円の追加でございます。これは説明のところに掲載してございますとおり、除雪委託料でございます。

それから、あと遡って恐縮ですが5ページをちょっとご覧になってください。5ページのところに繰越明許費が載っております。この第2表の繰越明許費ですが、8款土木費2項の道路橋梁費、事業名が追分西地区道路改良工事費として1,039万5,000円、それから街道下線道路改良工事費として3,570万円、この2件については平成17年度から平成18年度へ繰り越すものでございます。その理由としては、今冬の豪雪の影響によるもので、年度内に支出が終わらない見込みであることからでございます。その点宜しく

ご理解願いたいと思います。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案第31号の平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男です。

別冊のところをご覧になってください。

別冊の1ページでございますが、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,532万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,155万8,000円とするものでございます。

続きまして10ページをお開き願いたいと思います。その主なものとしては、10ページに掲載しております上段の方ですが、保険給付費の中の一般被保険者療養給付費にかかるものが主なものでございます。

以上が議案第31号の大綱説明でございます。

続きまして、議案第32号の大綱を説明させていただきます。平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

そこで、議案第32号の1ページお願い申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,472万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,521万2,000円とするものでございます。

主なものと致しましては、8ページ、保険給付費の減額と、9ページの介護給付費準備基金積立金、それに先ほど一般会計でもございましたが平成16年度分精算に伴う一般会計の繰出金でございます。それが10ページに掲載されております。

以上が議案第32号の大綱説明でございます。

続きまして、議案第33号の平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

33号の1ページお開きになってください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,592万3,000円とするものでございます。

これにつきましては、5ページのところ、歳出で説明致します。5ページの2款業務費1項業務費1目の業務費の15節の工事請負費、これが落雷災害復旧費関係の精算分でございます。

以上が議案第33号の大綱説明でございます。

続きまして、議案第34号の大綱説明に入らせていただきます。平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

1ページご覧になってください。

第1条として、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ297万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,376万7,000円とするものでございます。

第2条が繰越明許費、第3条が地方債の補正となっております。

それでは、6ページお願い致します。6ページの歳出でございますが1款の下水道費1項総務費1目の一般管理費を303万1,000円減額するものでございます。これは説明欄に掲載されておりますとおり、流域下水道事業の負担金でございます。

それから繰越明許費と地方債の補正、これらについては秋田湾雄物川流域下水道事業の関係でございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。

続きまして、議案第35号の大綱説明に入ります。議案第35号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

議案第35号の平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の1ページご覧になってください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ936万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,394万1,000円とするものでございます。

第2条が地方債の補正でございます。これにつきましては、936万6,000円の減額補正でございますが、事業費が確定したことに伴い、このたび地方債と、それから歳出の分

について減額を補正したものでございますので宜しくお願い申し上げます。

続きまして、議案第36号の平成17年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）について、大綱を説明します。

平成17年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

まず、別冊の1ページご覧になってください。

第1条と致しまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330万5,000円とするものでございます。

次に4ページお聞き願いたいと思います。今回の補正予算につきましては、4ページの歳出のところの1款総務費1項総務管理費3目の財政調整基金費に290万3,000円を積み立てるものでございます。

以上が議案第36号の大綱説明でございます。

続きまして、議案第37号の大綱説明をさせていただきます。これについては、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

議案第37号につきましては、1ページご覧になってください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ513万2,000円とするものでございます。

続いて4ページの歳出をご覧になってください。1款1項3目の財政調整基金費381万1,000円、これについては財政調整基金に積み立てるものでございます。これについて先ほど説明しました財産区の財政調整基金との兼ね合いがございます。

以上で議案第37号の大綱説明を終わります。

続きまして、議案第38号の大綱説明に移らせていただきます。これにつきましては、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

1ページお願いします。

これにつきましても、下虻川財産区と同様、今回第1条で393万円を追加し、補正後

444万8,000円とするという補正内容でございまして、4ページに財政調整基金費を積立金として393万円予算をお願いするというものでございます。

以上が大綱でございます。

続きまして、議案第39号の大綱についてご説明申し上げます。これにつきましては、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

これにつきましても下虻川財産区、和田妹川財産区、豊川財産区と同様、1ページご覧になってください。301万4,000円を追加し、353万4,000円とするものでございますが、301万4,000円を財政調整基金に積み立てるという補正内容でございます。

続きまして、議案第40号の大綱説明を行います。平成17年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

これにつきましては、1ページご覧になってください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万1,000円を減額し、2,717万1,000円とするものでございます。これについては、歳出の方でございますが、5ページでございます。土地開発公社の償還金の減額補正でございます。

以上が議案第40号の大綱説明でございます。

続きまして、議案第41号の平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について。

別冊のとおり

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

このたびの水道事業会計の補正予算（第3号）につきましては、収益的支出においては940万4,000円の追加、資本的支出においては367万5,000円を減額するという内容でございますので、宜しく願い申し上げます。

以上で補正予算の大綱説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第30号については、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

次に、議案第31号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第31号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第32号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第32号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第33号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第33号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第34号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第34号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第35号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第35号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第36号、平成17年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第36号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第37号、平成17年度潟上市下舩川財産区特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第37号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第38号、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第38号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第39号、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第39号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第40号、平成17年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第40号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第41号、平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第41号については、産業建設委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は40分、15分休憩します。

午後 2時24分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き再開致します。

【日程第45、議案第42号 平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第47、議案第44号 平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（藤原幸作） 日程第45、議案第42号から日程第47、議案第44号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第42号から議案第44号まで3議案についての大綱について一括して当局より説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） それでは、ただいま上程されました議案第42号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてでございます。

平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成18年度潟上市一般会計から9,668万9,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

この議案につきましては、地方財政法第6条の条文については、繰り入れる必要がある場合には議会の議決が必要であるということから今回提案するものでございます。

続きまして、議案書の90ページお聞き願いたいと存じます。

議案第43号の大綱説明でございますが、平成18年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについてでございます。

平成18年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成18年度潟上市一般会計から7億933万8,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

この議案につきましても先ほどの議案第42号と同様の理由でございます。

続きまして、議案書の91ページでございます。

議案第44号の大綱説明でございます。平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計

への繰り入れについてでございます。

平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成18年度潟上市一般会計から206万5,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

以上が3案の提案理由の大綱説明でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第42号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第42号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第43号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第43号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第44号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第44号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第48、議案第45号 平成18年度潟上市一般会計予算（案）について から
日程第61、議案第58号 平成18年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第48、議案第45号から日程第61、議案第58号までの当初予算案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第45号から議案第58号までの14議案の大綱について一括して当局より説明を求めます。なお、予算内示で説明しておりますので、簡潔に説明をお願いします。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） それでは、私の方から議案第45号、平成18年度潟上市一般会計

予算（案）について、大綱をご説明致します。

ただいま議長の方からもお話がありましたとおり、予算内示等で説明しておりますので、まずお手元の予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成18年度潟上市一般会計の予算は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118億6,800万円と定めるものでございます。

第2条が地方債、第3条が一時借入金、第4条が歳出予算の流用について掲載してございます。

以上が一般会計の総額の大綱でございます。

続きまして、153ページ、各特別会計の予算額についてご説明致します。

153ページの平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億501万2,000円と定めるものでございます。

第2条が一時借入金、第3条が歳出予算の流用でございます。

続きまして、議案第47号の大綱について説明致します。181ページになります。

議案第47号につきましては、平成18年度潟上市老人保健特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億93万1,000円と定めるものでございます。

第2条が一時借入金の限度額を設定してございます。

続きまして、議案第48号についてご説明致します。191ページになります。

議案第48号につきましては、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,185万5,000円と定めるものでございます。

第2条が一時借入金の限度額でございます。第3条が歳出予算の流用でございます。

続きまして、議案第49号についての大綱を説明申し上げます。219ページになります。

議案第49号につきましては、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市有線放送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,400万6,000円と定めるものと
ございます。

第2条が一時借入金の限度額を定めてございます。

続きまして、239ページの議案第50号について、大綱を説明申し上げます。

この議案につきましては、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算でござい
ます。

平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,726万8,000円と定めるもの
でございます。

第2条が地方債でございます。第3条が一時借入金の限度額でございます。

続きまして、議案第51号について大綱を説明致します。253ページでございます。

議案第51号につきましては、平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,596万8,000円と定めるもの
でございます。

第2条が地方債でございます。第3条が一時借入金の限度額を設けてございます。第
4条が歳出予算の流用でございます。

続きまして、議案第52号の大綱を説明致します。275ページでございます。

議案第52号につきましては、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算でござ
います。

平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,354万3,000円と定めるものと
ございます。

第2条が地方債で、第3条が一時借入金の限度額を設定してございます。

続きまして、議案第53号についてご説明申し上げます。議案第53号、287ページで
ございます。

議案第53号につきましては、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市豊川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171万6,000円と定めるものと
ござ

います。

次に、議案第54号の大綱についてご説明申し上げます。295ページになります。

議案第54号につきましては、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58万7,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第55号、303ページお開き願いたいと思います。

この議案第55号の大綱につきましては、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございまして、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56万5,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第56号の大綱を説明させていただきます。311ページでございます。

この議案第56号につきましては、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72万8,000円と定めるものでございます。

以上が議案第56号でございます。

続きまして、議案第57号の大綱を説明させていただきます。319ページになります。

この議案第57号につきましては、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計予算でございます。

平成18年度潟上市土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,364万4,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第58号についてご説明致します。329ページとなります。

平成18年度潟上市水道事業会計予算（案）については、329ページに掲載されておりますとおり、収益的支出予定額が5億3,707万2,000円となります。それから資本的支出予定額が4億4,676万4,000円、あわせて9億8,383万6,000円の支出予定額となっております。

ます。

以上が一般会計ほか各特別会計、水道事業会計の予算の大綱説明でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第45号については、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

これより議案第46号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第46号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第47号、平成18年度潟上市老人保健特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第47号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第48号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第48号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第49号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第49号については、社会厚生委員会に付託します。

次に、議案第50号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第50号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第51号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第51号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第52号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第52号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第53号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第53号については、産業建設委員会に付託します。

次に、議案第54号、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第54号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第55号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第55号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第56号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第56号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第57号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計予算(案)についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第57号については、総務委員会に付託します。

次に、議案第58号、平成18年度潟上市水道事業会計予算(案)についての大綱について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第58号については、産業建設委員会に付託します。

【日程第62、同意第1号 潟上市監査委員の選任について】

○議長(藤原幸作) 日程第62、同意第1号、潟上市監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第1号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 同意第1号、潟上市監査委員の選任について。

下記の者を潟上市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市天王字北野111番地1

氏 名 佐藤 昇

生年月日 昭和18年10月28日

平成18年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、平成18年2月21日付けで潟上市監査委員の鑑則夫氏が任期満了となったので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものである、これが提案理由であります。

佐藤 昇氏の略歴については皆様にお届けしておりますが、佐藤 昇氏は天王町の監

査委員も経験しており、潟上市の監査委員として適任者と思うて提出した次第でありますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） なお、13番佐藤 昇議員は既に退場しております。

これで説明を終わります。

これより同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第1号を採決致します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、同意第1号、潟上市監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時03分 休憩

.....
午後 3時03分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

【日程第63、陳情第1号 武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対する陳情 から 日程第66、陳情第4号 子育て支援の充実を求める意見書提出の陳情 について】

○議長（藤原幸作） 日程第63、陳情第1号から日程第66、陳情第4号までを議題とします。

請願、陳情の朗読と説明は省略します。

ただいま提案された陳情第1号から陳情第4号については、3月3日の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情一覧表のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第4号については、各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。
なお、3月13日月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。
どうもご苦労さまでした。

午後 3時04分 散会